

## 山梨県立大学図書館規程

(平成22年4月1日制定 大学第7001号)

(趣旨)

第1条 この規程は公立大学法人山梨県立大学基本規則第25条第2項の規定に基づき山梨県立大学図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集管理し、利用に供することにより、公立大学法人山梨県立大学(以下「本学」という。)における教育及び研究を支援するとともに、地域社会の知的情報基盤としての役割を果たすことを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存、提供
- (2) 教育研究に関連する学術情報の収集、提供
- (3) 機関リポジトリ・紀要等の学術研究、情報発信
- (4) 図書館資料等の学内外の相互利用
- (5) 図書館内の施設、設備等の管理
- (6) その他必要な業務

(組織)

第4条 図書館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他必要な職員

(図書館に関する委員会)

第5条 図書館の運営に関する事項を調査審議・執行するため、委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用者の範囲)

第6条 図書館を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学を卒業した者、及び本学大学院を修了した者
- (4) 山梨県立看護大学大学院、山梨県立看護大学短期大学部、山梨県立看護大学山梨県立看護短期大学、山梨県立女子短期大学、山梨県立高等看護学院及び山梨県立大学看護実践開発研究センター認定看護師教育課程を卒業又は修了した者

2 前項に規定する者のほか、山梨県立大学飯田図書館(以下「飯田図書館」という。)を利用することのできる者は、山梨県に在住・通勤・通学する16歳以上の者とする。

3 第1項に規定する者のほか、山梨県立大学看護図書館(以下「看護図書館」という。)を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 看護師の免許を有する者及び保健、医療又は福祉の業務に携わる者で山梨県に在住・通学する者
- (2) (1)に該当しない山梨県に在住・通勤・通学する16歳以上の者

4 前3項の規定にかかわらず、図書館長が特に認めた者は、図書館を利用することができる。

(図書館の利用)

第7条 図書館は、学外者の調査研究のために開放し、その利用に供するものとする。

(開館時間)

第8条 飯田図書館の開館時間は、月曜日から金曜日にあつては午前9時から午後9

時30分までとする。ただし、学外者の利用は午前9時から午後7時までとする。看護図書館の開館時間は、月曜日から金曜日にあつては午前9時から午後10時30分とし、土曜日にあつては午前9時から午後5時とする。ただし、第6条第3項第2号に該当する者は夏期休業および春季休業期間の月曜日から金曜日のうち、午後12時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、夏季休業及び春季休業期間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 休館日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日(飯田図書館のみ)

(4) 大学創立記念日

(5) 12月28日から翌年の1月4日までの間の日

(6) 図書館資料の点検及び整理に必要な期間で図書館長が指定した日

2 前項の規定にかかわらず、その他図書館長が必要と認めたときは休館日を設け、又は、休館日を変更することができる。

(寄贈等)

第10条 図書館長は、図書館資料の寄贈、委託を受け、及び交換することができる。

2 図書館長は寄贈及び委託を受けた図書館資料の汚損、紛失等に関しては、図書館の責に帰すべき理由がある場合のほか、その責を負わない。

(事務)

第11条 図書館の事務は、図書課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。